

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年2月9日

【四半期会計期間】 第122期第3四半期(自平成29年10月1日至平成29年12月31日)

【会社名】 日本ピストンリング株式会社

【英訳名】 Nippon Piston Ring Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 山本 彰

【本店の所在の場所】 埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目12番10号

【電話番号】 048(856)5011(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 越場 裕人

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目12番10号

【電話番号】 048(856)5011(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 越場 裕人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第121期 第3四半期 連結累計期間	第122期 第3四半期 連結累計期間	第121期
会計期間	自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日	自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
売上高 (百万円)	38,781	42,003	52,121
経常利益 (百万円)	2,424	3,061	2,898
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	1,796	2,121	2,415
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	837	2,615	2,018
純資産額 (百万円)	28,027	32,979	30,883
総資産額 (百万円)	65,088	70,600	67,135
1株当たり四半期(当期)純 利益 (円)	218.39	257.88	293.66
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	217.53	256.98	292.45
自己資本比率 (%)	42.3	45.8	45.2
営業活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	3,449	3,314	6,434
投資活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	3,561	3,853	5,023
財務活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	1,403	1,208	751
現金及び現金同等物の四半期 末(期末)残高 (百万円)	4,759	5,386	4,634

回次	第121期 第3四半期 連結会計期間	第122期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	101.53	117.37

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載して
おりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容に重要な変更はあり
ません。また、主要な関係会社に異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する項目のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間における世界経済は、欧米での順調な回復に加え、中国をはじめとするアジアでも持ち直しの動きがみられる等、総じて堅調に推移しました。また我が国経済におきましても、雇用・所得環境の改善が持続し、緩やかな回復が続きました。

当グループが関連する自動車業界におきましては、グローバルな生産台数は増加しており、需要が底堅く売上高は420億3百万円（前年同四半期比8.3%増）となりました。

損益面におきましては、原材料の高騰影響等があったものの、増産効果等により、営業利益は28億12百万円（前年同四半期比5.2%増）となりました。また、為替差益の発生により、経常利益は30億61百万円（前年同四半期比26.3%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は21億21百万円（前年同四半期比18.1%増）となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間より、セグメントの業績をより適切に評価するために、セグメントの測定方法を一部変更しております。また、前第3四半期連結累計期間の報告セグメントも変更後の測定方法に基づき作成しております。詳細は「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

自動車関連製品事業

自動車関連製品事業は、グローバルな生産台数が増加基調にあり、売上高は365億51百万円（前年同四半期比8.1%増）となり、セグメント利益は31億31百万円（前年同四半期比3.4%増）となりました。

船用・その他の製品事業

船用・その他の製品事業は、産業機械用製品等の需要拡大により、売上高は15億77百万円（前年同四半期比11.9%増）となり、セグメント損失は1億68百万円（前年同四半期はセグメント損失2億98百万円）となりました。

その他

商品等の販売事業を含むその他における売上高は、38億74百万円（前年同四半期比8.4%増）となり、セグメント利益は2億74百万円（前年同四半期比5.7%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ34億65百万円増加し、706億円となりました。これは主に、「受取手形及び売掛金」の増加23億79百万円、「現金及び預金」の増加7億51百万円、「投資有価証券」の増加7億21百万円、「たな卸資産」の増加1億4百万円に対し、「有形固定資産」の減少5億35百万円があったこと等によるものであります。

負債については、前連結会計年度末に比べ13億68百万円増加し、376億21百万円となりました。これは主に、「有利子負債」の増加19億25百万円、「電子記録債務」の増加3億52百万円、「繰延税金負債」の増加3億38百万円に対し、「営業外電子記録債務」の減少8億20百万円、流動負債「その他」の減少3億80百万円があったこと等によるものであります。

純資産については、前連結会計年度末に比べ20億96百万円増加し、329億79百万円となりました。これは主に、「利益剰余金」の増加15億86百万円、「その他有価証券評価差額金」の増加4億98百万円「非支配株主持分」の増加96百万円に対し、「為替換算調整勘定」の減少1億58百万円があったこと等によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べて7億51百万円増加し、53億86百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、33億14百万円の収入(前年同四半期は34億49百万円の収入)となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益が30億61百万円となり、減価償却費が31億3百万円あったのに対し、売上債権が22億22百万円増加し、法人税等の支払いが5億59百万円あったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、38億53百万円の支出(前年同四半期は35億61百万円の支出)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出37億89百万円があったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、12億8百万円の収入(前年同四半期は14億3百万円の収入)となりました。これは主に、短期借入金が増加した9億円、長期借入金を31億64百万円借入し22億23百万円返済したこと、また、配当金を5億34百万円支払ったこと等によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

株式会社の支配に関する基本方針について

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容、基本方針の実現に資する取組み及び当社株式の大規模買付行為への対応策(以下、「本プラン」という。)の内容は次の通りであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが望ましいと考えております。

もっとも、当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、株式の大規模買付提案に応じるかどうかの判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるものであると考えております。

しかしながら、昨今の我が国の資本市場においては、対象会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模な株式の買付行為を強行するといった動きがあり、このような株式の大規模買付行為の中には、買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付けの条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

また、当社のビジネスは、下記「当社の経営理念と企業価値の源泉」においても示す通り、顧客企業や従業員、地域社会など様々なステークホルダーの協業の上に成り立っており、これらのステークホルダーが安心して当社の事業に関わることができる健全な体制を構築し、グローバルに必要とされる先端的かつ高品質なサービスを安定的に供給していくことは、当社の企業価値を高めていく上で不可欠な要素となっております。当社株式の大規模買付行為を行う者が、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような不適切な大規模買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないとして、当該者による大規模買付けに対しては、必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する取り組み

・ 当社の経営理念と企業価値の源泉

当社は、以下の経営理念と「一人一人の工夫と努力を結集し製・販・技の連携プレー強化によって会社の繁栄と私達の生活向上を築きあげよう」を行動指針に定め、お客様からのニーズに迅速かつ的確にお応えできるよう努めております。

経営理念

1. 顧客第一主義の考えに立ってすべての物事を進める。
2. 環境の変化に柔軟に対応し適切な利益を確保して株主をはじめ関連先に報恩する。
3. 社会との調和をはかり、ワールドワイドな総合部品メーカーの地位を確保して人類の進運に寄与する。
4. 常に革新と業績の向上に努めて会社の繁栄を図り社員の生活向上を築き上げる。

上記経営理念に基づき、顧客、従業員、地域社会との関係を大切にすること、ワールドワイドな総合部品メーカーとしての役割を十分に認識した供給体制の構築、品質の向上、技術革新等が当社の企業価値を支える大きな源泉であると考えております。

・企業価値向上のための取り組み

当社は、世界的な環境問題への対応強化を背景とした低燃費、排ガス規制へのニーズに応え、製品の差別化をはかることにより新たな需要を取り込むべく拡販をすすめております。また、主要製品における革新的モノづくりによる継続的な原価低減活動を推進し、「100年企業への土台作り～マーケティング&イノベーションによる企業価値向上～」を指針とし、信頼される企業づくりに取り組んでおります。

・コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、「経営の透明性を高めること」、「ステークホルダー（利害関係者）への説明責任を果たすこと」及び「経営の迅速化を図ること」をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方とし、その強化を経営の重要課題の一つとして、積極的に取り組んでおります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

・本プラン導入の目的

本プランは、上記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大規模な買付けを抑制するための取り組みとして導入したものです。

・本プランの内容

() 大規模買付ルールの内容

大規模買付者が大規模買付行為を行う前に遵守すべき大規模買付ルールは、(ア)大規模買付者は事前に当社取締役会に対して当該大規模な買付行為に係る必要かつ十分な情報を提供する、(イ)一定の評価期間を設け、独立委員会に諮問の上、対抗措置の発動も含めた当社取締役会としての意見を形成及び公表する、(ウ)大規模買付者は(ア)及び(イ)の手続後に当該買付行為を開始するというものです。

(a) 本プランの対象となる大規模買付行為等

本プランは、当社株券等の保有割合が20%以上となる買付け又は所有割合が20%以上となる公開買付けに該当する行為若しくはこれに類似する行為又はこれらの提案がなされる場合を適用対象とし、大規模買付者は、予め本プランに定められる大規模買付ルールに従わなければならないものとします。

(b) 意向表明書の提出及び情報の提供

本プランの対象となる大規模買付者には、大規模買付行為等の実行に先立ち、当社取締役会宛に、大規模買付者及びそのグループの概要、大規模買付行為等の目的、方法及び概要並びに本プランで定められる大規模買付ルールを遵守する旨の誓約文言及び違反した場合の補償文言等を記載した意向表明書を提出して頂きます。

(c) 当社取締役会による評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為等の評価の難易度等に応じて、一定期間を、当社取締役による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会検討期間」といいます。）として設定するものとします。

(d) 独立委員会の設置及び当社取締役会への勧告

当社は、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を担保するため、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者を対象として選任するものとしています。

独立委員会は、取締役会検討期間内に、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から、大規模買付者による大規模買付行為等の内容を検討し、対抗措置の発動の是非を含む勧告を当社取締役会に対して行います。

(e) 取締役会の決議・株主意思確認総会

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して、大規模買付行為等に対する対抗措置の発動又は不発動に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

但し、当社取締役会は、対抗措置の発動に際して、独立委員会に対する諮問手続に加えて、()企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から大規模買付行為等の内容に踏み込んだ実質的な判断を行う必要があるかどうか並びにその他大規模買付行為等の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮の上、当社株主の意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らし適切であると判断する場合、又は()独立委員会が大規模買付行為等に対する対抗措置の発動に関して当社株主の意思を確認すべき旨の留保を付した勧告をした場合には、当社取締役会において具体的な対抗措置の内容を決定した上で、株主総会(以下、「株主意思確認総会」といいます。)を招集し、対抗措置の発動に関する当社株主の意思を確認することができるものとします。

()大規模買付行為等がなされた場合における対応策

(a) 対抗措置発動の条件

(ア) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者により本プランに定める大規模買付ルールが遵守されない場合で、当社取締役会がその是正を書面により要請した後5営業日以内に是正がなされない場合には、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して対抗措置の発動を決定するが、かかる対抗措置の発動に関し、独立委員会における勧告手続に加えて、株主意思確認総会が開催される場合には、当該株主意思確認総会における当社株主の判断に従って対抗措置の発動を決定します。

(イ) 大規模買付者が大規模ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為等に対する対抗措置の不発動を勧告します。なお、大規模買付ルールが遵守される場合であっても、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為等に対する対抗措置の発動を勧告します。

(b) 対抗措置の内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為等に対する対抗措置は、原則として会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものとします。

()本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成32年6月に開催予定の当社定時株主総会終結の時までといたします。

但し、本プランの有効期間満了前であっても、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる観点から本プランを随時見直し、本プランは当社株主総会又は当社取締役会の決議により廃止又は変更されるものとします。

本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

・買収防衛策に関する指針及び適時開示規則との整合性

本プランは平成17年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に沿った内容となっており、平成20年6月30日に経済産業省が設置した企業価値研究会から公表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも十分配慮したものとなっております。また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨にも合致するものとなっております。

・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、大規模買付行為等が行われた際に、本プランにより当該大規模買付行為等が不適切なものではないか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間の確保、交渉を行うこと等を可能とすることで、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的で導入されるものです。

・株主意思を十分に尊重していること（サンセット条項）

本プランは、平成29年6月29日開催の当社定時株主総会の承認を得て導入したものであります。また、当社取締役会が法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らし適切であると判断する場合又は独立委員会が当社株主の意思を確認すべき旨の留保を付した勧告をした場合には、対抗措置の発動の是非についても、株主総会において当社株主の意思を確認することができる形となっております。

・取締役会の恣意性の排除

当社は、本対応策の適正な運用及び当社取締役会による恣意的な判断の防止により、その判断の合理性、公正性を担保するため、当社取締役から独立した機関として独立委員会を設置しました。大規模買付行為等がなされた場合には、独立委員会が当該大規模買付行為等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

・客観的かつ合理的な要件の設定

本プランは、独立委員会において合理的かつ詳細な客観的要件が充足されたと判断されない限りは発動されないよう設定されております。

・デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決定により廃止することができるものとされており、当社としては、本プランはいわゆるデッドハンド型買収防衛策・スローハンド型買収防衛策といった、経営陣によるプランの廃止を不能又は困難とする性格を持つライツプランとは全く性質が異なるものと考えます。

・第三者専門家の意見の取得

本プランにおいては、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を受けることができるとされており、これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は16億17百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	19,545,000
計	19,545,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成29年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年2月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	8,374,157	8,374,157	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100 株であります。
計	8,374,157	8,374,157	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年12月31日	-	8,374,157	-	9,839	-	5,810

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないことから、直前の基準日である平成29年9月30日現在の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成29年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 149,200		
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,195,400	81,954	
単元未満株式	普通株式 29,557		
発行済株式総数	8,374,157		
総株主の議決権		81,954	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式100株(議決権1個)が含まれておりません。

2 「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社所有の自己株式57株が含まれております。

【自己株式等】

平成29年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 日本ピストンリング株式会社	埼玉県さいたま市中央区 本町東五丁目12番10号	149,200		149,200	1.78
計	-	149,200		149,200	1.78

2 【役員 の 状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第3項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,634	5,386
受取手形及び売掛金	10,318	12,697
たな卸資産	8,853	8,957
繰延税金資産	694	541
その他	1,373	1,198
貸倒引当金	49	55
流動資産合計	25,824	28,727
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	9,540	9,298
機械装置及び運搬具（純額）	15,024	14,505
土地	5,219	5,204
建設仮勘定	960	1,217
その他（純額）	955	940
有形固定資産合計	31,700	31,165
無形固定資産合計	791	779
投資その他の資産		
投資有価証券	7,558	8,279
退職給付に係る資産	674	907
繰延税金資産	338	503
その他	292	281
貸倒引当金	45	43
投資その他の資産合計	8,819	9,928
固定資産合計	41,310	41,873
資産合計	67,135	70,600

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,312	3,186
電子記録債務	3,921	4,273
短期借入金	4,977	5,987
1年内返済予定の長期借入金	3,056	3,229
リース債務	113	103
未払法人税等	345	359
設備関係支払手形	353	276
営業外電子記録債務	2,183	1,363
その他	4,354	3,973
流動負債合計	22,619	22,753
固定負債		
長期借入金	8,458	9,236
リース債務	343	318
繰延税金負債	683	1,022
退職給付に係る負債	4,018	4,163
その他	129	126
固定負債合計	13,633	14,867
負債合計	36,252	37,621
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,839	9,839
資本剰余金	5,875	5,875
利益剰余金	11,781	13,367
自己株式	328	329
株主資本合計	27,168	28,753
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,425	3,924
為替換算調整勘定	609	450
退職給付に係る調整累計額	866	809
その他の包括利益累計額合計	3,167	3,565
新株予約権	56	74
非支配株主持分	490	586
純資産合計	30,883	32,979
負債純資産合計	67,135	70,600

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
売上高	38,781	42,003
売上原価	29,329	31,932
売上総利益	9,451	10,071
販売費及び一般管理費	6,776	7,258
営業利益	2,674	2,812
営業外収益		
受取利息	9	9
受取配当金	178	188
為替差益	-	94
その他	120	195
営業外収益合計	308	488
営業外費用		
支払利息	169	140
為替差損	291	-
その他	97	99
営業外費用合計	558	239
経常利益	2,424	3,061
税金等調整前四半期純利益	2,424	3,061
法人税、住民税及び事業税	573	764
法人税等調整額	3	87
法人税等合計	576	852
四半期純利益	1,847	2,209
非支配株主に帰属する四半期純利益	51	88
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,796	2,121

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
四半期純利益	1,847	2,209
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	582	498
繰延ヘッジ損益	9	-
為替換算調整勘定	3,323	150
退職給付に係る調整額	45	57
その他の包括利益合計	2,685	405
四半期包括利益	837	2,615
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	811	2,518
非支配株主に係る四半期包括利益	25	96

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	2,424	3,061
減価償却費	3,223	3,103
貸倒引当金の増減額(は減少)	14	2
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	79	177
受取利息及び受取配当金	188	198
支払利息	169	140
為替差損益(は益)	291	94
売上債権の増減額(は増加)	2,518	2,222
たな卸資産の増減額(は増加)	600	39
仕入債務の増減額(は減少)	830	55
その他	87	267
小計	3,813	3,798
利息及び配当金の受取額	188	198
利息の支払額	159	123
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	393	559
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,449	3,314
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	3,434	3,789
無形固定資産の取得による支出	128	69
その他	1	6
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,561	3,853
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	4,215	900
長期借入れによる収入	-	3,164
長期借入金の返済による支出	1,805	2,223
配当金の支払額	491	534
非支配株主への配当金の支払額	11	-
その他	503	98
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,403	1,208
現金及び現金同等物に係る換算差額	644	82
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	646	751
現金及び現金同等物の期首残高	4,112	4,634
現金及び現金同等物の四半期末残高	4,759	5,386

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

四半期連結会計期間末日満期手形等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理しております。なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形等が四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
受取手形	-	27百万円
支払手形	-	24百万円
電子記録債務	-	47百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
現金及び預金勘定	4,759百万円	5,386百万円
現金及び現金同等物	4,759百万円	5,386百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	493	60.00	平成28年3月31日	平成28年6月30日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	534	65.00	平成29年3月31日	平成29年6月30日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年12月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額	四半期連結損 益計算書 計上額 (注2)
	自動車関連製 品事業	船用・その他 の製品事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	33,798	1,410	35,208	3,573	38,781	-	38,781
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	33,798	1,410	35,208	3,573	38,781	-	38,781
セグメント利益又は 損失()	3,028	298	2,729	259	2,989	314	2,674

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、商品等の販売事業を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失()の調整額 314百万円は、各報告セグメントに配賦していない研究開発費等であります。

3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当第3四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年12月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額	四半期連結損 益計算書 計上額 (注2)
	自動車関連製 品事業	船用・その他 の製品事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	36,551	1,577	38,128	3,874	42,003	-	42,003
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	36,551	1,577	38,128	3,874	42,003	-	42,003
セグメント利益又は 損失()	3,131	168	2,962	274	3,237	425	2,812

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、商品等の販売事業を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失()の調整額 425百万円は、各報告セグメントに配賦していない研究開発費等であります。

3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

(報告セグメントの測定方法の一部変更)

非自動車エンジン部品の事業化に向けた研究開発費等につきましては、従来、各報告セグメントに配賦していましたが、各セグメントの業績をより適切に評価するために経営管理方法を見直し、第1四半期連結会計期間より、セグメント利益又は損失()に調整額として計上する方法に変更いたしました。

この変更により、当第3四半期連結累計期間のセグメント利益又は損失()に当該研究開発費等 425百万円を調整額として計上しております。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報については、変更後の測定方法により作成したものを記載しております。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	218円39銭	257円88銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	1,796	2,121
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	1,796	2,121
普通株式の期中平均株式数(千株)	8,223	8,224
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	217円53銭	256円98銭
(算定上の基礎)		
普通株式増加数(千株)	32	28
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があった ものの概要		

(重要な後発事象)

(米国連邦法人税の税率引き下げについて)

平成29年12月22日(現地時間)に米国税制改革法「The Tax Cuts and Jobs Act of 2017」が成立したことにより、平成30年1月1日以降の米国における連邦所得法人税率の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、米国に所在する連結子会社において繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の34.0%から21.0%となります。

この税率の変更により、当第3四半期連結会計期間末における一時差異等を基礎として再計算した結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が199百万円減少し、法人税等調整額が198百万円、為替換算調整勘定が1百万円増加いたします。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月9日

日本ピストンリング株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 薬袋政彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石田大輔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本ピストンリング株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本ピストンリング株式会社及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。